

## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

フリガナ	ヤチヨ タロウ				
①氏名	八千代 太郎				
②生年月日	西暦 ○年 ○月 ○日 満(○○)歳				
③電話番号	○○○-○○○○-○○○○				
④則第3条の2に規定する場合であること					
収入が著しく減少した時期	西暦○年○月○日				
同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況	例1) コロナウイルスの影響により、令和○年○月より出勤しておらず、収入を得る機会が減少している。 例2) △△で就労していたが、西暦○年○月に退職。退職まで世帯主として生計を維持していた。 △△にて正社員として就労中。コロナウイルスの影響で休職状態で収入を得る機会が減少しているが、世帯主として生計を維持している。				
⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること					
世帯の生計の維持にかかる状況	例1) △△で就労していたが、西暦○年○月に退職。退職まで世帯主として生計を維持していた。 例2) △△にて正社員として就労中。コロナウイルスの影響で休職状態で収入を得る機会が減少しているが、世帯主として生計を維持している。				
⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)					
1.住居を喪失していること	← 住居を喪失した時期 西暦○年○月○日 喪失した住居の住所 八千代市○○台○-○-○ 現在の状況 友人宅で寝泊まりしている				
2.住居を喪失するおそれがあること	← 現在の住所 八千代市○○台○-○-○ 住居の家主等 株式会社○○ 喪失するおそれのある住居の家賃等の額 40,000円 → 共益費や管理費を除いた額 現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等 ○○により、収入が減少したため、家賃の支払いが困難になった。				
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること					
フリガナ	ヤチヨ タロウ	世帯員(子どもも含む)は全員記入し、収入・預貯金は0円でも記入。 預貯金額と手持額の合算を記入	合計		
氏名	八千代 太郎				
続柄	本人				
生年月日	西暦○年○月○日				
収入(月額)	○○○円			円	円
預貯金等	○○○円	円	円	円	円

\*申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

西暦 ○年 ○月 ○日

八千代市長殿

申請者氏名 八千代 太郎

## （注意事項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住しようとする賃貸住宅の家主等に対し当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることがあります。
- 5 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

## （用語）

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。  
「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。  
「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。  
「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。